

管理番号	質問内容	回答内容
1	<p>「参加申し込み締め切り」についてご質問です。</p> <p>参加の申し込みは、応募申込書、事前実績申込書や誓約書、定款又は寄付行為の写しなどを 事前に提出することなく、 「企画提案応募要項」P3、4-(1)-ウにある、 令和8年4月20日（月曜日）から令和8年6月3日（水曜日）までの期間に、同P3、4-(2)「応募書類」に記載があるように、 企画提案資料と共に必要書類を提出した段階で参加申し込みが出来たとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>応募申込書、事前実績申込書や誓約書、定款又は寄付行為の写しなどを事前に提出する必要はありません。</p> <p>「府民の森等プロモーション（8・山のおもてなし）業務に係る企画提案公募要領」P3、4-(1)-ウの応募書類の受付期間中に、同要領P3、4-(2)に記載の応募書類一式が提出された時点で、参加申込みの完了となります。</p> <p>なお、同要領P5、4-(4)に記載のとおり、応募書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがありますのでご注意ください。</p>
2	<p>「作成する紹介記事やガイドマップ等のプロモーションツールは、大阪府のホームページや SNS に掲載することを想定している。ただし、データ容量等に制限があるため、大阪府の指示に従うこと。」との記載について、 本記載は、作成した記事を登山メディア等に掲載するのではなく、大阪府のサイトに掲載する意図であると理解しています。一方で、より効果的な認知拡大・情報発信の観点から、受託者が提案する民間 WEB メディア等への掲載を含めた提案を行うことは可能でしょうか。 また、その場合、民間 WEB メディア等への掲載をもって納品とすることは可能でしょうか。可能である場合、掲載期間について、「有期」「無期」「条件付き無期（事業継続困難等の場合を除く）」等、想定される条件があればご教示くださいませ。</p>	<p>当該記載（府民の森等プロモーション（8・山のおもてなし）業務 仕様書 P4、5(4)【留意点】）については、プロモーションツールと動画との相乗効果を活かした SNS 等でのプロモーション方を自由に提案いただくものであり、お示しの「受託者が提案する民間 WEB メディア等への掲載を含めた提案」を行うことは可能です。</p> <p>掲載期間は、プロモーションの効果測定を行うのに十分な期間を提案してください。</p> <p>事業終了後もなお継続して掲載が可能な場合は、そちらも提案内容として記載をしてください。</p> <p>なお、プロモーションツール及び動画のデータは同仕様書P6、8（2）に記載のとおり、成果物として納品をいただきます。本業務外で、大阪府が成果品を独自に活用し、府の SNS 等に掲載する可能性があります。</p>
3	<p>「動画は YouTube 等動画共有プラットフォームや Instagram 等の SNS に掲載することを想定した規格とする。」との記載について、 本記載は、大阪府が管理する YouTube・SNS アカウントでの掲載を想定しているものでしょうか。あるいは、受託者が運営または提案する民間企業アカウントでの公開も許容されるでしょうか。 また、民間企業アカウントでの掲載が可能な場合、掲載期間について「有期」「無期」「条件付き無期（事業継続困難等の場合を除く）」等、想定される条件があればご教示くださいませ。</p>	<p>当該記載（同仕様書P4、5(4)）については、動画作成の検討をいただくにあたり、動画ファイル形式（拡張子）や動画画素数が想定しやすいよう記載しているものであり、大阪府が管理する YouTube・SNS アカウントでの掲載を含む提案を必須としているものではありません。</p> <p>受託者が運営または提案する民間企業アカウントでの公開を前提とした提案も可能です。</p> <p>掲載期間は、プロモーションの効果測定を行うのに十分な期間を提案してください。</p> <p>事業終了後もなお継続して掲載が可能な場合は、そちらも提案内容として記載をしてください。なお、プロモーションツール及び動画のデータは同仕様書P6、8（2）に記載のとおり、成果物として納品をいただきます。本業務外で、大阪府が成果品を独自に活用し、府の SNS 等に掲載する可能性があります。</p>
4	<p>（上記質問2・3を踏まえて）「発注者は、成果品を自由に利用、改変、再配布する権利を有する。」との記載について、 質問2・3への回答の結果より、民間 WEB メディアや民間企業 SNS アカウントへの掲載をもって成果物の公開・納品形態として認められるとなった場合、当該コンテンツは各媒体・各アカウントに紐づく形で公開されることとなります。 その場合、民間 WEB メディアや民間企業 SNS アカウント上に掲載された状態のコンテンツについては、媒体運営者側の管理権限等に依存するため、必ずしも発注者自身が自由に利用・改変・再配布できるものではないと考えます。 このため、質問2・3において民間媒体・民間アカウントでの掲載が認められる場合には、「9 著作権等の取扱い」に関して、媒体掲載部分について一定の条件整理または例外的取扱いを設けることは可能か、ご教示くださいませ。</p>	<p>2の回答内容に記載のとおり、プロモーションツール及び動画のデータは仕様書P6、8（2）にあるように、成果物として納品をいただきます。本業務外で、大阪府が成果品を独自に活用し、利用、改変、再配布を行う可能性があります。</p> <p>民間 WEB メディアや民間企業 SNS アカウント上に掲載された状態であっても、掲載されたデータの著作権等は発注者（大阪府）が保有します。</p>

管理番号	質問内容	回答内容
5	<p>共同企業体協定書について</p> <p>様式6 第17条に記載の瑕疵担保責任について、2020年の民法改正に伴い、瑕疵担保責任という概念自体に変更がなされ、以降は「契約不適合責任」という考え方に変わりました。ですので、「瑕疵担保責任」という言葉を「契約不適合責任」という言葉に置きかえたうえで、以下に変更は可能でしょうか。</p> <p>「当企業体が解散した後においても、成果品が契約の内容に適合しない場合には、各構成員は共同連帯してその責任を負うものとする。」</p>	<p>様式6 共同企業体協定書の第17条を以下のとおり修正し、ホームページに掲載したデータの差替えを行いました。差替え後のデータをお使いください。</p> <p>「(解散後の契約不適合責任)</p> <p>第17条 当企業体が解散した後においても、成果品が契約の内容に適合しない場合、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。」</p>
6	<p>暴力団排除措置規則に関する誓約書について</p> <p>2社で共同企業体として、ご提案する予定です。代表は弊社となりますが、もう一方は「元請負人用」と「下請負人用」どちらを準備する必要がありますか。</p>	<p>様式11の誓約書について、共同企業体の全ての構成員は「元請負人用」の誓約書をご準備ください。</p>
7	<p>有識者候補の資格に関して</p> <p>・大阪の周辺山系の知識があり、国内の公益財団法人等が認証したネイチャーガイドの資格等を持ち、日本国内で登山ガイド等の実績のある方。(1名以上)とありますが、ガイド資格(実績)は国内に限らず、海外も対象としてご提案できますでしょうか。</p>	<p>当該記載(府民の森等プロモーション(8・山のおもてなし)業務 仕様書 P3、5(2))については、『国内の公益財団法人「等」が認証したネイチャーガイドの資格「等」』としておりますので、海外のガイド資格等も可とします。一方で、実績については、「日本国内で登山ガイド等の実績がある方」としておりますので、国内での登山ガイド等のご経験がある方を提案してください。</p>
8	<p>提出方法</p> <p>・応募に係る書類は当日持参の対応は不可の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>郵送での提出を原則としますが、受付期間内の持参についても可とします(ただし、平日9:30~17:00に限ります)。なお、持参される場合は前日までに当室(06-6210-9557)に電話でご連絡ください。</p> <p>また、上記の内容に併せて「府民の森等プロモーション(8・山のおもてなし)業務に係る企画提案公募要領」P3、4(1)エを修正し、ホームページに掲載したデータの差替えを行いました。差替え後のデータをご確認ください。</p>